

（6）岐阜県特別支援学校体育連盟 卓球専門部会規程

（名称及び事務局）

第1条 本部会は、卓球専門部（以下「本部」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第2条 本部会は、事務局を卓球専門部長の勤務する学校に置く。

（目的）

第3条 本部は、県内の特別支援学校の児童生徒に卓球競技を普及し、生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）特別支援学校の児童生徒の卓球を通した活動に関する大会及び講習会等の開催
- （2）本部や卓球の活動に関する広報
- （3）その他、本部の目的を達成するために必要な事項

（役員）

第5条 本部会に、次の役員を置く。

- （1）専門部会長 1名
- （2）専門委員長 1名
- （3）専門委員 参加校若干名
- （4）庶務 若干名
- （5）監事 1名

2 専門委員長は、専門部参加校の専門委員の中から選出し、会長が委嘱する。

3 専門部会長は、会長が委嘱する。

4 専門委員は、本部会参加校より1名選出し、専門部会長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。

5 庶務は、専門部会長の勤務する学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

6 監事は、会計を監督し、事務局以外の学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

（役員の職務）

第6条 専門部会長は、本部会を代表し、事務を総括する。

- 2 専門委員長は、専門部会長の指示により本部会専門委員と協力し、事業を執行する。
- 3 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。
- 4 庶務は会計および広報活動のとりまとめを行う。
- 5 監事は、会計を監査する。

第7条 役員の任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

（専門部会議）

第8条 専門部会議は、専門部会長、専門委員長、専門委員、庶務をもって構成する。

- 2 専門部会議は、専門部会長が招集する。
- 3 専門部会議は、規約の改廃、役員の選出、事業計画の立案、予算の議決及び他の事業の執行に当たる。

（経費）

第9条 本部会の経費は、補助金及び他の収入をもって充てる。

（1）経費に関する規定は、別に定める。

第10条 本部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

- 1 本規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 一部改正 令和2年4月1日
令和4年2月25日